

奈良県みつばち転飼調整委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

奈良県みつばち転飼調整委員会規則の一部を改正する規則

奈良県みつばち転飼調整委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条中「奈良県養蜂農業協同組合」を「奈良県畜産農業協同組合」に改める。

第四条第一項中「農林部畜産課長」を「食と農の振興部畜産課長」に改める。

第七条中「農林部畜産課」を「食と農の振興部畜産課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。